



議員提出第5号議案

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を非難し断固抗議する決議

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年3月4日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

伊佐治剛

海老澤圭介

田村英樹

佐藤伸

犬伏秀一

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を非難し断固抗議する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナに対する軍事侵攻を開始した。

これは独立国に対する力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固として抗議する。

幾多の試練を乗り越えながら、不断の努力によって人類が築いてきた信義と公正からなる国際社会の連帯を、このような暴挙によって踏みにじろうとすることは許されない。

よって、大田区議会はロシア連邦がすべての戦闘を無条件に停止し、軍をウクライナ領内からすみやかに撤退させるよう求めるとともに、当該地域の秩序と安寧が早期に回復されるよう強く訴える。

以上、決議する。

年月日

大田区議会